

役員・評議員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人錦江舎の役員・評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事、監事及び評議員をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事及び評議員が理事会や評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(理事長及び理事の勤務報酬等)

第4条 統括管理する役員等の報酬は、勤務状況及び役員等報酬表に定める基準額(別表3)に基づき各人に支給する。

ただし、非常勤理事は、第3条1項及び2項を適用する。

2 理事長が理事会(出席)以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 理事が理事会(出席)以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会(出席)以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(苦情対応第三者委員の勤務報酬等)

第6条 苦情対応第三者委員が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて苦情対応第三者委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 苦情対応第三者委員が理事会（出席）以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員等の職務証跡)

第7条 役員等は、法人職務証跡資料として、タイムカード（職務証跡）の作成に協力するものとする。

(役員等の退職金)

第8条 常勤役員については、月額を基本給とみなし、退職金規定に基づいた支給率で支給する。

(改正)

第9条 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は、平成25年11月1日より適用する。

平成29年3月13日改正

平成29年4月1日施行

別表1 理事会出席報酬等(日額)

名称	報酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	5,000円	3,000円
評議員会出席報酬等	4,000円	3,000円
評議員選任・解任委員会出席報酬等	3,000円	3,000円

別表2 業務報酬等(日額)

名称	報酬	実費弁償費
理事長業務報酬等	27,000円	3,000円
専務理事業務報酬等	22,000円	3,000円
理事業務報酬等	10,000円	3,000円
監事監査指導報酬等	18,000円	3,000円
苦情対応第三者委員会	10,000円	3,000円

別表3 役員等報酬(月額)

	理事長	専務理事	常務理事	理事
1号棒	350000	250000	200000	50000
2号棒	400000	300000	250000	100000
3号棒	450000	350000	300000	150000
4号棒	500000	400000	350000	200000
5号棒	600000	450000	400000	250000
6号棒	700000	500000	450000	300000
7号棒	800000	600000	500000	350000
8号棒	900000	700000	550000	400000
9号棒	1000000	800000	600000	450000
10号棒	1100000	900000	650000	500000
11号棒	1200000	1000000	700000	550000
12号棒	1300000	1100000	750000	600000
13号棒	1400000	1200000	800000	650000
14号棒	1500000	1300000	850000	700000
15号棒	1600000	1400000	900000	750000
16号棒	1700000	1500000	950000	800000
17号棒	1800000	1600000	1000000	850000
18号棒	1900000	1700000	1100000	900000
19号棒	2000000	1800000	1200000	950000
20号棒	2100000	1900000	1300000	1000000
21号棒	2200000	2000000	1400000	1050000
22号棒	2300000	2100000	1500000	1100000
23号棒	2400000	2200000	1600000	1150000
24号棒	2500000	2300000	1700000	1200000
25号棒	2600000	2400000	1800000	1250000

・別途通常勤務にかかる交通費は支給しない

・別途賞与は支給しない

付則

平成26年10月17日改訂

平成29年3月17日改訂 平成29年4月1日施行